

宇陀市菟田野毛皮革製品ブランド化事業仕様書

1 「宇陀市菟田野毛皮革製品ブランド化事業」について

(1) 事業の主目的

宇陀市菟田野毛皮革製品のブランド化による新商品開発及び販路拡大

(2) 具体的な課題と対策

- ① 菟田野毛皮革産業とは、戦後まもなく、毛皮革製品は防寒具として飛ぶように売れた時期があり、現在ではファッション性が高く「近所に買い物に行くのに羽織る」気軽にカジュアルなものが求められています。日本の毛皮革産業は中国や韓国などの安い製品の輸入によって、一時衰退の一途をたどり当産地の製造業者も半数以下となりました。今では「伝統の灯りは消さない」という強い思いを胸に品質にこだわり続けています。伝統を継承し、技術を守り続けながら社会情勢を受け止め、新しい風が吹き始めるオリジナルブランドの確立が求められる。
- ② オリジナルブランド商品が確立できれば、製品の特色により、新たな販路を開拓することが可能となる。

2 業務委託の内容

- ① 事業戦略の作成に向けた基礎調査を行うこと。
- ② 毛皮革製品のブランド化、新商品開発、販路拡大に関する2年目以降の事業戦略の作成（ただし、国補助金を使用しているため、次年度以降は国の採択により実施できない可能性がある）
- ③ 委託契約期間は事業年度ごとの契約とする。
- ④ デザイナー又は、百貨店及びアパレル企業等とのコラボで、3年の期間内に毛皮製品・皮革製品（アパレル・服飾雑貨などジャンルは問わない）の新商品「3点以上」のデザインを作成する。（毛皮・皮革製品とも必ず1点以上作成する。）
- ⑤ 3年の期間内に新商品のデザインを基に試作品を作成すること。
- ⑥ 初年度および2年目においては、ファッション専門学校生、デザイナー、ファッション業界の従事者等を対象とした市内の関連事業者を訪れる視察ツアーを1回以上開催し、ツアーの様子を広報媒体（SNSは対象外）に掲載し、発信すること。
- ⑦ 2年目以降は、毎年11月に開催している「毛皮革 in うたの」において、事業に関連するブースを設け、本事業に関するPR等を行うこと。
- ⑧ 契約年度ごとに事業報告書を提出する。

3 デザインの権利

デザインの権利については、第三者が本契約前から保有していた著作権、二次的著作権、著作人格権を除き、委託者に移転するものとするが、その条件に関しては協議の上、決定することとする。

4 実施期間 契約締結日～令和7年2月25日

5 業務の進め方

- ① 1か月に1回程度、委託者と受託者間で協議（進捗状況、以降の業務の進め方）を行う。
- ② 実施計画書策定時には、概要書及び初稿段階で委託者に提示し、方向性を協議する。

6 成果品

事業実績報告書及び新商品デザインはデータで提出する。

※（Microsoft Word など加工可能なファイル形式）

7 委託方法

- ① 方法 公募型プロポーザル方式による業務委託。（年度ごとの契約）
- ② 予算限度額 500万円（消費税込み）

8. その他

- ① 事業の再委託は原則として禁止するが、事前の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、事前の承諾を得て業務を第三者に委託した場合でも、債務の免責はなく、すべての責を負うものとする。
- ② 詳細については、契約締結時に別途協議する。